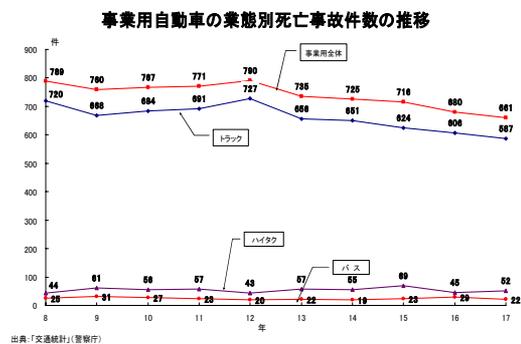
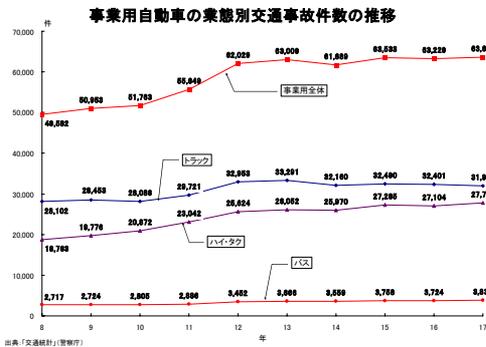


自動車運送事業の安全性の向上に向けた総合的な 取り組みについて(概要)

1. 本委員会の趣旨

事故の現状

- ・ 事業用自動車の全事故件数は増加・高止まりの傾向。
- ・ また、事業用自動車第1当事者となった死亡事故件数は、年間661件(平成17年)発生している。

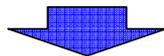


現行の安全対策の問題点

営業優先で利益を重視する経営トップが

- ・ 運行管理者の意見を尊重しないこと
- ・ 安全対策を運行管理者任せとすること 等

現行の安全対策の不徹底や限界が見られる。



自動車運送事業の安全性の向上のため、「現行の運行管理制度の徹底」、「安全マネジメントの導入」、「監査の強化」を三位一体として総合的に推進することが必要。



学識経験者、自動車運送事業者、消費者団体等からなる安全対策検討委員会を設置し、各般の意見を踏まえ、上記三位一体の施策の具体的内容について集中的に検討し、6月16日(金)にとりまとめ。

2. とりまとめ案の概要

(1) 運行管理制度の徹底

時代の変化に対応するために所要の見直しを行った上で、全事業者に徹底する。

① 運行管理全般

- ・ 運行管理を明確化するため、準則を作成するとともに、監査等を通じ運行管理が適切に行われるよう徹底を図る。
- ・ 運行管理においては、点呼、労務管理、指導監督が重要な三要素である。このうち、点呼については、対面により所属営業所で行うことを原則とするが、一定の要件を満たす場合には、閑散時間帯においてIT機器を活用し、複数営業所の点呼を一営業所において一括して行うことを認める。
- ・ 運行管理は運行管理者の責任であるとの原則を徹底したうえで、事業の実態を踏まえた補助者制度等を設ける。
- ・ 運行管理者講習について、模擬点呼の実施、事例紹介の充実等、より実技面を重視した内容とする等改善を図る。

② 運転者の質の向上

- ・ 安全マネジメントの導入を契機として、自動車運送事業者が運転者に対し、組織的、継続的に行う指導監督を「安全教育」と位置付け、指針を作成して徹底する。
- ・ 自動車運送事業において運転者の質の確保のため、重大事故を引き起こした運転者を雇用する際等には、特別な適性診断の受診を義務付ける。特に、タクシーについては、運転者要件の加重について別途検討。
- ・ ドライブレコーダー等のIT機器を活用した効果的な運転者指導の方法について周知させる。
- ・ 参加・体験・実践型の運転者教育を行う機関団体等のリストを作成し、事業者団体等を通じて周知徹底を図る。

③ 車両の安全性の向上

- ・ 整備管理者の外部委託については今後認めないこととし、事業者の責任で確実に車両の整備、点検を実施させる。

- ・ 安全確保についての高い有効性が見込まれる装置(被害軽減ブレーキ等)の普及促進を図る。

(2) 安全マネジメントの円滑な導入

多数にわたる自動車運送事業者(トラック約6万、タクシー約8千、バス約4千)の業務の実態に則して、安全マネジメントを円滑に導入するための手引きを事業規模に応じて作成。

参考 安全マネジメント導入スケジュール(予定)

7月中旬	・ 安全マネジメント関係省令の公布
7月中	・ 安全マネジメントに関する指針、手引き等の関係告示及び通達類の発出
8月～9月	・ 事業者への周知
10月上旬	・ 安全マネジメント導入

(3) 監査の強化

① 安全マネジメントの評価監査の導入

- ・ 安全管理規程の作成義務のある大規模な事業者にあつては、概ね2年に1度の頻度で安全マネジメントの評価監査を実施。
- ・ それ以外の事業者にあつては、これまで行ってきた監査の際に安全マネジメントの評価監査も併せて実施することとし、安全マネジメントが適切に実施されていない場合には改善指導を実施。
- ・ 安全マネジメントが効果的に実施されるよう、国による評価監査の実施要領等を可能な限り速やかに策定。

② 監査体制の強化

安全マネジメントの評価監査への対応や新規参入事業者への早期監査の実施への対応等のため、更なる監査体制の強化策を検討。

(4) その他の安全性向上のために必要な取り組み

～ 事業者と荷主、元請と下請けの関係 ～

- ・ 貨物自動車運送事業者と荷主、元請事業者と下請事業者が共同して安全運行を推進するための安全パートナーシップ・ガイドラインを本年度中に作成。
- ・ 事業用自動車の重大事故の際に、荷主及び元請け事業者を貨物自動車運送事業法に基づく事故報告書に記載する欄を設ける。